

鶴岡市学校給食炊飯・配送業務委託

[仕 様 書]

鶴 岡 市 教 育 委 員 会

■基本事項

1 委託業務名

鶴岡市学校給食炊飯・配送業務委託（長期継続契約）

2 業務の目的

本業務は、山形県学校給食会から委託を受けて炊飯業務を行っていた事業者の廃業に伴い、不足する米飯約3,000食/日を新学校給食センター運用開始まで市が安定的に提供することを目的とする。

3 委託業務内容

委託業務内容は次のとおりとする。

- (1) 炊飯業務
- (2) 配缶業務
- (3) 配送・回収業務

4 対象校（受配校）及び食数

- (1) 対象校は双方協議のうえ決定する。
- (2) 食数は概ね3,000食とする。

5 業務委託期間

令和8年8月1日から令和11年7月31日までの3年間

6 配送・回収時間への対応等

配送・回収時間については、契約後に協議のうえ決定する。配送は普通貨物自動車1台で配送できる範囲とする。学校行事や特別給食等により変更することもある。この場合、基本的には該当月の前月末までに受注者に変更を通知する。

ただし、学級閉鎖・臨時休校等でやむを得ない場合は、当日に配送・回収計画の変更を指示する。

7 精米の提供

- (1) 炊飯に使用する精米は、発注者が提供するものとし、発注者から提供されたもの以外は給食に使用してはならない。
- (2) 受注者は、発注者から提供された精米について、検収のうえ自己の責任において保管するものとする。

8 関係法令等の遵守

- (1) 学校給食法、食品衛生法、労働基準法等の関係法令、その他関連法規及び関連要綱

等を遵守すること。

- (2) 委託業務が教育の一環として行われる学校給食であることを認識し、保健衛生に万全の注意を払い、適切な管理のもと常に誠意を持って業務の遂行に努めるとともに、「学校給食衛生管理基準（文部科学省）」及び「大量調理施設衛生管理マニュアル（厚生労働省）」を遵守し、衛生管理の徹底に努めなければならない。

9 安全衛生管理の徹底

受注者は、安全衛生管理体制の徹底を図ること。また、安全衛生管理を目的とした研修・衛生管理指導を実施すること。

10 給食時間変更への対応

学校行事等のため、給食時間に変更があった場合は、適切に対応すること。

■業務区分

本委託業務における発注者と受注者の業務区分は、次のとおりとする。

1 発注者が行う業務の範囲

(1) 給食実施食数等の指示

発注者は食数について次のとおり、受注者に提示する。

ただし、学級閉鎖、臨時休校等緊急時のやむを得ない場合は、前日若しくは当日において、給食実施食数の変更又は給食の中止を指示する。

- ・学校給食実施予定食数（年間）：年度当初

※業務初年度は、協議による。

- ・学校給食実施予定食数（年間）：前月20日（土日・祝祭日の場合は次の平日）

- ・各学校給食人員の変更：休日を含まない6日前

(2) 精米の調達

発注者は、食数、精米の在庫状況を基に精米を発注する。

(3) 配送回収等

発注者は、配送、回収に係る計画を受注者に提示する。提示の時期は、双方協議により決定する。

2 受注者が実施する業務の範囲

(1) 精米の検収、受取、保管業務

受注者は、精米の数量や品質表示期日等の検収を行うこと。

在庫については、記録表により毎月別途定める日までに報告すること。

(2) 保存食の採取及び保管業務

受注者は、原材料、米飯の保存食を採取し、定められた期間保管し、保存期間が満了したものは廃棄するものとする。

(3) 配缶業務

学校別、学級別に供給量を配缶すること。

(4) 配送・回収業務

ア 受注者は、配送と回収を行うこと。

イ 配送車両の燃料費、消耗品費等維持管理費用はすべて受注者負担とする。

ウ 配送・回収に当たっては、交通規制等を遵守するとともに、荷崩れ防止を確実に実施し、交通事故防止等安全確認に万全を期すること。また、学校敷地内では、緊急時を除きクラクションを使用しないこと。

■届け出・報告等

1 届け出等

受注者は、食品衛生法第52条の規定による営業許可等必要な許認可、山形県食品衛生法施行条例に基づく食品衛生責任者の配置等必要な許認可等を行い、業務開始2週間前までに発注者に写しを提出すること。

■事故及び損害賠償等に関すること

1 受注者は業務過程において、事故が発生した場合は、直ちに発注者に報告するとともに速やかに善後策を講じること。

2 損害賠償責任

(1) 受注者は、業務委託の実施にあたり、食中毒や事故などの発生時の対応として、生産物賠償責任保険（1事故：50,000千円以上/1名）に加入すること。

(2) 次に掲げる事項に該当し、その結果、発注者に損害を与えたときは、受注者は、発注者に損害賠償しなければならない。

ア 故意又は過失により、食中毒の原因となる細菌その他人体に有害な物質を学校給食に混入したとき。

イ 故意又は過失により、原材料等を損失したとき。

(3) 受注者は、配送・回収業務中の事故について、第三者が被った損害賠償に十分応じることのできるよう対人（無制限保障）及び対物（500万円以上保障）の自動車任意保険に加入すること。

配送・回収業務を実施するにあたり、受注者の責めに帰すべき理由によって発注者又は第三者が被ったすべての損害を賠償すること。

3 履行保証人

業務継続が困難となった場合のため、履行保証人を1者定めること。

履行保証人は、発注者が受注者の責めにより、事業の継続が困難と判断した場合は、速やかに業務を引き継ぐものとする。この場合における委託料は、当該年度委託料総額からすでに受注者に対し支払った費用及び事業中断により、発注者が被った損害のうち

受注者から賠償を受けていない額を減じた額とする。

■委託料等

1 履行の確認等

受注者は、毎月分の委託業務部分完了通知書を当該月業務終了後、速やかに発注者に提出すること。ただし、3月分の委託業務部分完了通知書の提出期限については、前記【届け出・報告等】の記載にかかわらず同月末日までに提出すること。

発注者は、委託業務（部分）完了通知書を受領したときは、業務が本業務委託契約等により適切に履行されていることを検査する。

2 委託料の支払

受注者は当該月分の委託料を発注者に請求し、発注者は委託業務を履行したことを検査した後、月毎に委託料を支払う。

発注者は請求を受理した日から30日以内に支払う。（支払期限については契約時に協議する）

■その他

- 1 本仕様書に定めのない事項は、双方協議のうえ決定するものとする。
- 2 受注者は委託された業務を他人に委託してはならない。ただし、配送に係る業務については書面で発注者の承認を得た場合に限り委託することができる。
- 3 契約締結した翌年度以降において予算の減額又は削減により契約を変更又は解除する必要が生じた場合は、契約の相手方と協議を行うものとする。